六〇〇五・三五	この類の号注1の編物	九・六％
六〇〇五・三六	その他のもの（漂白してないもの及び漂白し限る。）	九・六％
六〇〇五・三七	その他のもの（浸染したものに限る。）	九・六％
六〇〇五・三八	その他のもの（異なる色の糸から成るものに	九・六％
六〇〇五・三九	その他のもの（なせんしたものに限る。）	九・六％

』を

九・六％		
九・六％		
九・六％		
九・六％		

に改める。

別表第六三類に号注として次のように加える。

号注

1　第六三〇四・二〇号には、アルファーシペルメトリン（ＩＳＯ）、クロルフェナピル（ＩＳＯ）、デルタメトリン（ＩＮＮ、ＩＳＯ）、ラムダーシハロトリン（ＩＳＯ）、ペルメトリン（ＩＳＯ）又はピリミホスメチル（ＩＳＯ）を染み込ませ又は塗布したたてメリヤス編物から製造した物品を含む。

別表第六三〇四・一九号の次に次の一号を加える。

六三〇四・二〇	蚊帳（この類の号注1の物品に限る。）	九・一％

別表第六八類の注1㈿中「」及び」を「」」に改め、「石盤」の下に「及び第九六・二〇項の物品（一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）」を加える。

別表第六九・〇七項を次のように改める。

六九・〇七	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに仕上げ用の陶磁製品	
六九〇七・二一	舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（第六九〇七・三〇号又は第六九〇七・四〇号のものを除く。）	
六九〇七・二二	吸水率が全重量の〇・五％以下のもの	一・七％
六九〇七・二三	吸水率が全重量の〇・五％を超え一〇％以下のもの	一・七％
六九〇七・三〇	吸水率が全重量の一〇％を超えるもの	一・七％
六九〇七・四〇	モザイクキューブその他これに類する物品（第六九〇七・四〇号のものを除く。）	一・七％
	仕上げ用の陶磁製品	一・七％

別表第六九・〇八項を削る。

別表第一五部の注1㈿中「ペン先」の下に「、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」を加える。

別表第七四類の注1㈽中「冶金（や）」を「冶金」に改め、同注1㈽ただし書中「第二八・四八項」を「第二八・五三項」に改める。

別表第八二類の注1中「可搬式かじ炉」を「可搬式鍛冶炉」に改める。

別表第八二・〇五項中「加工機械」の下に「又はウォータージェット切断機械」を加え、「可搬式かじ炉」を「可搬式鍛冶炉」に改める。

別表第八三・〇八項中「、履物」を「又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍」に、「ハンドバッグ、旅行用具」を「革製品、旅行用具、馬具」に、「、ふたまたリベット」を「二股リベット」に改め、同表第八三〇八・二〇号中「ふたまたリベット」を「二股リベット」に改める。

別表第一六部の注1㈿中「」」の下に「及び第九六・二〇項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」を加える。

別表第八四類の注1中㈼を㈽とし、㈻の次に次のように加える。

㈼　第一七部の物品用のラジエーター

別表第八四類の注2㈽中「機械類」を「機器（理化学用のものを含む。）」に改め、同注9㈨中「第八五類の注8㈻及び8㈿」を「第八五類の注9㈻及び9㈿」に改め、同注9㈨ただし書中「発光ダイオード」の下に「（ＬＥＤ）」を加える。

別表第八四類の号注中2を4とし、1を2とし、2の次に次のように加える。

3　第八四八一・二〇号において「油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が加わつた流体（液体又は気体）の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらの弁には種々の型（減圧型、逆止型等）がある。同号は、第八四・八一項の他のいかなる号にも優先する。

別表第八四類の号注に1として次のように加える。

1　第八四六五・二〇号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従つてマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。

別表第八四一五・一〇号中「又は壁に取り付ける」を「、壁、天井又は床に取り付けるように設計した」に改める。

別表第八四・二四項中「充てん」を「充塡」に、

八四二四・八一	その他の機器	無税
八四二四・八二	農業用又は園芸用のもの	
	可搬式噴霧器	無税
八四二四・四一	その他のもの	
	その他の機器	無税
八四二四・四九	農業用又は園芸用の噴霧器	無税

』を

八四二四・八一	その他の機器	無税
八四二四・八二	農業用又は園芸用のもの	
	可搬式噴霧器	無税
八四二四・四一	その他のもの	
	その他の機器	無税
八四二四・四九	農業用又は園芸用の噴霧器	無税

』に改める。

別表第八四・三二項中

八四三二・三〇	播種機、植付け機及び移植機	無税
八四三二・四〇	肥料散布機	無税

』を

八四三二・三一	播種機、植付け機及び移植機	無税
八四三二・三九	不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機	無税
	その他のもの	
八四三二・四一	肥料散布機	無税
八四三二・四二	堆肥散布機	無税
	施肥機	無税

』に改める。